

気象に関する警報について

1. 和歌山市において、次の場合、その日は臨時休業とします。
 - ・午後3時現在、暴風・大雨・洪水のいずれかの警報が発表されている場合
 - ・登校前に震度5強以上の地震が発生した場合
2. 警報が発表されていない場合であっても、早晚、警報が発表されると予想される場合や風雨等の被害が大きく、生徒の登校が困難と考えられる場合、臨時休業とすることもあります。
3. 居住地域において危険が予測される状況下にある場合は、保護者からの連絡をもって公欠扱いとします。
4. 定期考査期間中に臨時休業となった場合、当該考査科目は考査最終日の翌日に実施します。